

保護者の皆様へ

子育てのための施設等利用給付認定について（依頼）

日頃から児童福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、幼稚園の利用料については月額上限25,700円まで無償化され、保育の必要性が認められた場合は、預かり保育利用料についても月額上限11,300円（満3歳児の非課税世帯のみ16,300円）まで無償となります。

また、副食費（いわゆるおかず分）についても、世帯の状況により無償となる場合があります。

ただし、無償化を受けるためには、市の認定を受ける必要があります。つきましては、下記により該当する認定に応じて、申請書及び添付書類を御用意のうえ、提出用の封筒に封入・封緘の上、御提出をお願いします。

1 提出書類

ア 家庭において必要な保育を受けることができる世帯の方の提出書類（1号認定）

例：幼稚園の預かり保育を利用せず、父母のどちらかが家庭で保育する。

① 施設等利用給付認定申請書

② 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書

イ 家庭において必要な保育を受けることが困難な世帯の方の提出書類（2号認定）

※満3歳児は非課税世帯のみ

例：両親が共働き（毎月64時間以上の就労）で、幼稚園の預かり保育を利用する。

① 施設等利用給付認定申請書

② 保育を必要とする証明書（詳細は裏面を御覧ください。）

③ 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書

※イの場合、保育が必要な子どもとして認定されると、幼稚園における預かり保育利用料について、月ごとに利用日数×450円の支給限度額と、実際に支払った金額の安い方の額が無償化されます（月額上限11,300円、満3歳児の非課税世帯のみ月額上限16,300円）。

※満3歳児（年度当初（4月1日時点）2歳だった子）は、市民税非課税世帯に限り預かり保育利用料が無償化されます。課税世帯は、アのみ申請できます。

2 提出期限 原則、利用開始の1か月前

※認定開始日以降に利用する預かり保育が無償化の対象となります。

3 提出場所 坂戸市保育課（坂戸市役所1階、平日8時30分～17時15分）
又は各幼稚園

（問合せ先）

坂戸市保育課

電話049-283-1331

（内線425～428）

◆保育を必要とする認定基準について

児童の保護者が次の①から⑧のいずれかに該当し、児童が保育を必要とすると認められる基準です。

保育を必要とする事由	保育の必要性の認定基準
①就労 ※1. 2. 3. 6	すべての就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内就労等)
②妊娠、出産 ※4	出産前6週目にあたる月の1日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③疾病等	疾病、負傷、又は心身に障害があるため、児童を保育できない場合
④介護等	長期にわたる疾病や心身に障害がある同居の親族(長期入院等を含む)を常時介護、看護しなければならない場合
⑤災害による場合	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている場合
⑥求職活動 ※5	起業の準備を含む求職活動を継続的に行っていること
⑦就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校等に在学していること
⑧職業訓練	職業能力開発促進法等に規定する職業訓練等を受けていること

※1 月64時間以上の労働を常態とする。

※2 内職等、居宅内就労については児童から離れて行う労働(家事を除く)が、※1を満たす場合。

※3 就労により認定を受けている期間に退職をした場合は、原則認定も終了となります。退職しているにも関わらず、認定を受けていた場合は、その期間に無償化分として支給された額を返還していただくこととなりますので、必ずお申し出ください。

※4 妊娠、出産事由により認定を受けた場合は、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末で認定期間終了となります。

※5 保護者が求職中の場合、認定期間は3か月間です。認定された月の3か月後の10日までに、就労証明書の提出がなかった場合や就労状況が月64時間以上を満たしていない場合は、認定を終了させていただきます。

※6 育児休業中は特別な理由がある場合を除き、「保育することができない」とは認められません。新規に新2号、新3号認定を受けた子どもの保護者は認定した月の翌月10日までに復職していただきます。新2号、新3号認定を受けている在園児については、特例として原則1年以内(下の子の1歳の誕生日まで)であれば、保護者が育児休業中でも継続認定を認めています。また、下の子の保育施設への入所申込みを行ったが入所できず、やむなく育児休業を延長する場合、6か月以内であれば延長を認めています。それでも入所できない場合はさらに6か月の延長を認めています。ただし、下の子が入所した場合は、入所月の翌月10日までに復職していただくことが前提です。育児休業の2年を超えての延長、あるいは復帰しないと分かった時点で新2号、新3号認定を取り消します。

◆保育を必要とする証明書について(下表の中から児童の父、母各1通提出)

保育を必要とする事由	証明書
就労している場合 自営業をしている場合	就労証明書(記載要領は市 HP に掲載) ※証明日が申込日より3か月以内のもの
出産予定の場合	母子健康手帳の写し(出産予定日が記載されているページ)
疾病や障害がある場合	疾病申告書、医師の診断書(指定の診断書又は指定の診断書と同様の内容が分かる診断書)や障害者手帳等の写し
災害による場合	罹災証明書等
介護をしている場合	介護(看護)状況申告書、被介護者の診断書・障害者手帳等の写し
求職活動をしている場合	求職活動が判断できる書類(ハローワークカードの写しや活動記録等)
就学、職業訓練をしている場合	在学証明書(学生証)、カリキュラム等

○副食費について

1 無償化の該当となる世帯の要件

- ① 父母の市区町村民税所得割の合計額が77,101円未満（年収360万円未満相当）世帯の子どもたち
- ② 全世帯の第3子以降（小学校第3学年修了前までの子どもを第1子として数える）の子どもたち

※8月までは前年度、9月以降は当該年度の市区町村民税所得割で判定します。

※父母が非課税で、祖父母が同居している場合、祖父母のうち高い方の市区町村民税所得割を合算します。

※市区町村民税所得割額は税額控除前の所得割額から調整控除のみを控除した額です。（住宅借入金等特別税額控除や寄付金控除など、調整控除以外の税額控除は適用しません。）

2 免除の判定について

- ・世帯内に収入の申告をしていない方がいる場合、判定できないことがあります。
- ・1月1日時点で坂戸市外に住んでいた場合は、1月1日現在の住所地の市区町村で発行される、市区町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）の提出をお願いする可能性があります。
- ・申請を提出した翌月分以降の副食費から免除対象になります。
- ・申請をしても、免除の要件に該当しない場合は免除対象となりません。副食費免除の対象になる場合のみ、通知をお送りします。